

公園を管理している所管の総合支所以外で受付をする場合

事前確認 …………… 申請をされる前に電話又は窓口にて公園の使用状況を必ず確認してください。

受付期間 …………… 撮影希望日の1ヶ月前の同日（この日が閉庁日の場合は次の開庁日）から**5営業日前**までとします。

●受付窓口にて

書類の提出 ……………

【動画撮影・静止画撮影共通】

- 公園使用許可申請書（ホームページ参照）
- 撮影許可申請審査票（ホームページ参照）
- 名刺（申請者が法人の場合）又は身分証
- 撮影内容のわかる企画書
- スタッフリストの写し（個人情報情報は削除してください。）
- 公園の使用場所等を示した図面
- 委任状（第三者に申請を代行する場合）

例：申請者名がA社で、窓口へ申請に来た方がB社に所属していた場合等

【動画撮影の場合】

- 台本のタイトルページ
- 撮影部分の台本の写し
- 絵コンテ

【静止画撮影の場合】

- 以前発行された表紙の写し
- 撮影内容と同様なページ又はレイアウトの写し

窓口受付及び仮審査 ……

提出書類に不備がなく撮影許可申請審査票に記載した誓約事項を守っている撮影なのか仮審査を行います。

1営業日～5営業日後

本審査及び占用料の支払

撮影許可申請審査票に記載した誓約事項を守っていて、公園管理上支障がないと判断できるものに限り、許可します。

許可の可否について、公園を管理する所管の総合支所から連絡があります。許可することができる撮影の場合は指定する日時までに、連絡を受けた総合支所の窓口までお越しください。その場で納入通知書をお渡しします。お近くの銀行または郵便局の窓口で占用料の支払をお願いします。

同日

許可書の交付 ……………

領収書を確認します。占有料をお支払したその日に必ず納入通知書を受け取った窓口までお越しください。確認後に許可書を交付します。